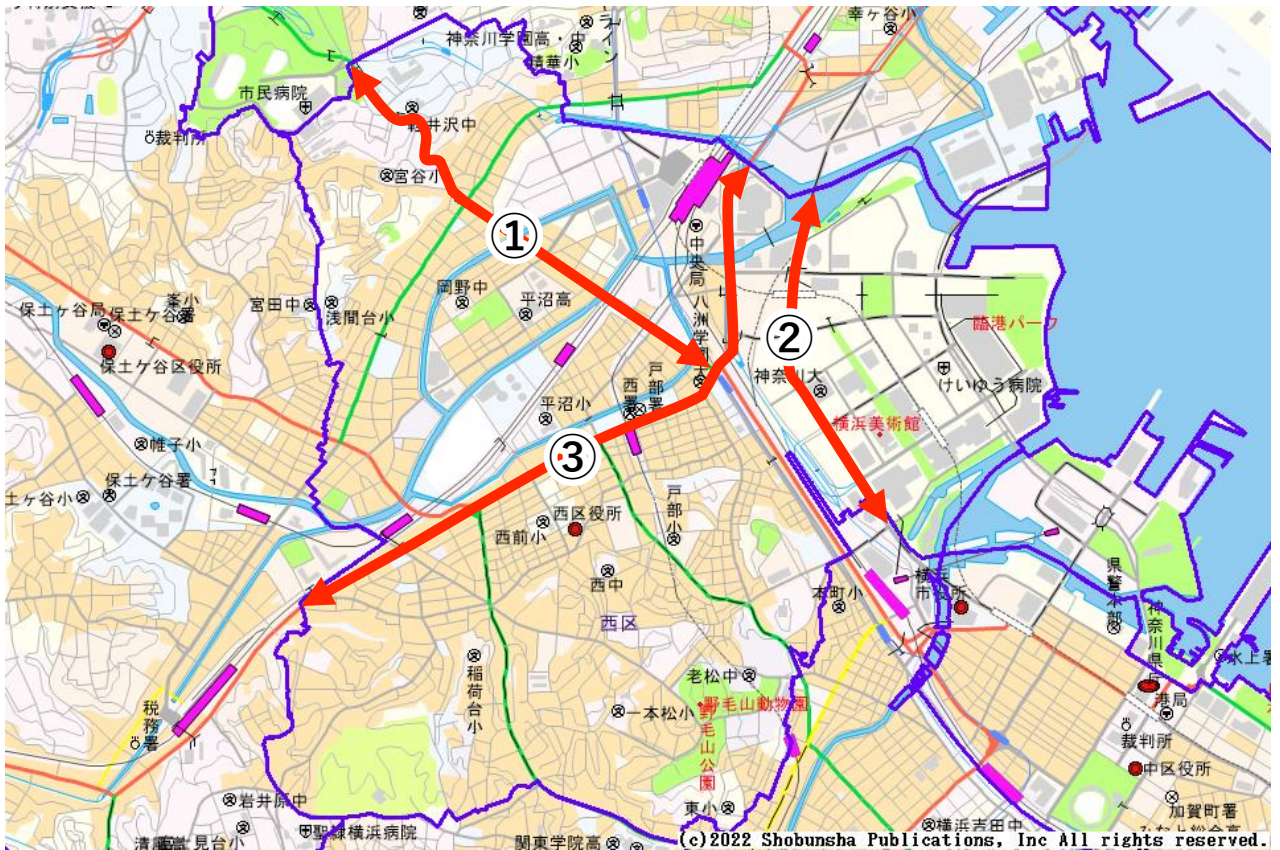


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【戸部警察署】



(c) 2022 Shobunsha Publications, Inc. All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 県道13号（横浜生田） 高島町交差点から三ツ沢公園前交差点

【選定理由】

- ・ 三ツ沢公園前から浅間下間は急な下り形状であり、自転車歩道通行可の歩道及び車道を高速度で下る自転車が多く、事故が多発傾向にあること。
- ・ 横浜駅西口付近には自転車駐輪場が設置され、同場から県道を走行する自転車が多い。

② 市道栄本町通り（通称名みなとみらい大通り）

【選定理由】

- ・ みなとみらい地区は、商業施設、住居地区、宿泊施設及びイベントホール等、多種多様な目的で同地区通行する自転車利用者が多い。
- ・ 特例電動キックボードの走行地区にもなっていることから、交通取締り等を通じて自転車及び同キックボード利用者のマナーアップを周知徹底するため。

③ 国道1号

【選定理由】

- ・ 時間帯を問わず、歩道通行及び車両と並進進行する自転車が多い。
- ・ 休日等は長距離区間を走行する自転車利用者も多く、先行した事故防止対策が必要であるため。

①～③の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 信号無視
- 一時不停止
- 携帯電話を使用しながらの運転

